

# 東俣野特別支援学校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日 策定

平成29年10月31日 改訂

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(いじめ防止対策推進法 第二条)

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

本校に在籍する児童生徒の多くが肢体不自由の重度重複障害を有している。そのために、自分の気持ちを周囲の誰もが理解できるように表出することが困難である。また、理解力にも生活年齢相当とは言い難い児童生徒もいる。そのために、彼らの思いを無視した行動を周囲がとることがあった場合、無視された事で彼ら自身が辛い思いをしている場合もある。しかし、その辛い思いをしていることを周囲に伝えることが難しいため、周囲の人は彼らの思いに気付かない事もある。この「思いに気付かない」という事が彼らにとっては人権を尊重されていない、という事につながる。児童生徒ひとりひとりが、自分はかけがえのない存在だ、という自尊心を高められるような働きかけが周囲には必要となってくる。自他共に、重度重複障害の児童生徒の気持ちや存在を尊重する取組を行う事が、人権尊重につながる。人権尊重とは、すなわち、一人ひとりお互いの良さを認め合う、ということであり、ひいてはこれがいじめ防止につながると考えられる。

そこで、次にいじめを防止するための基本となる方針と「東俣野特別支援学校いじめ防止基本方針」策定の目的を示す。

#### 【方針】

- ① いじめは本校の児童生徒誰にも起こる可能性がある最も身近な人権侵害事案として全教職員が共通理解し、いじめ防止に全力で取り組む。
- ② あらゆる場面で児童生徒が自己肯定感を高められるように、関わり手である全教職員は、児童生徒の存在に関心をはらい、児童生徒の思いを想像する教育活動を展開する。
- ③ 児童生徒、保護者と教職員が適切な人間関係、信頼関係を確立する。
- ④ 特別支援教育コーディネーターによる教育相談体制の充実を図り、関係諸機関との連携を深める。

#### 【目的】

いじめのない社会の実現に向けて、学校、保護者、関係諸機関はそれぞれの役割を自覚し、活動するとともに、児童生徒に関わる全ての人がいじめを許さない社会の実現に努める事を目的とする。

## 2. 組織の設置及び組織的な取組

いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中核となり組織的に取り組む。

### (1) 組織の構成員

校長、副校長、教務主任、特別支援教育コーディネーター、情報教育委員会人権部門担当、当該学級代表、当該児童生徒担当、養護教諭等、柔軟な組織とする。必要に応じて、学校づくり懇話会の福祉機関等の委員に参加を要請する。

## (2) 役割

- ・月1回「いじめ防止対策委員会」を開催し、定期的に学級やそのほかの情報交換を行う。
- ・いじめ事案に関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核になる。
- ・重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査を行う。

## 3. いじめ防止及び早期発見のための取り組み

### (1) いじめ防止への取り組み

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- ・日常の児童生徒観察を充実させ、小さな変化でも学級内で共通理解を図る。
- ・児童生徒の保護者との連携を密にとり、小さな変化に気付けるようにする。
- ・児童生徒の小さな表出から彼らの気持ちを常に想像し、児童生徒が自己肯定感を得られるような関わりを心がける。

### (2) いじめ防止のための研修

- ・重度重複障害の児童生徒が、自分をとりまく世界をどのように捉えているのか？という事や、適切な関わり方等の研修を人権研修と連携して充実させる。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめ事案が発生した時には、ただちに「いじめ防止対策委員会」を開き、組織的に対応する。
- ② 被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導支援を行う。

## 4. 重大事態への対処

### (1) 本校における重大事態のとらえ

児童生徒、保護者からの申し立てによるものだけでなく、教職員、その他関わりある全ての者からの報告について「いじめ」事案としてとらえる。その上で、児童生徒の存在への無視または否定、肉体的苦痛や精神的苦痛を伴う行為全般を重大事態としてとらえる。

### (2) 報告

本校におけるいじめは重大な人権侵害事案ととらえ、ただちに教育委員会特別支援教育課に報告する。

### (3) 調査

- ① 「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係を明らかにするために情報収集し、調査報告を行う。
- ② 重大事態の調査は、事実関係を明らかにし、学校及び教育委員会が事実に向き合うことで、同様の事態の再発防止に努める。
- ③ いじめを受けた児童生徒、保護者に対して調査内容を真摯な態度で報告するとともに、職員研修内容についての情報公開を行う。

### (4) 再発防止

重大事態の調査報告内容に基づき、全職員による研修を行い再発防止に努める。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

5. その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。